

令和元年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和元年6月7日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 議案第44号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第45号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第46号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第47号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第48号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第49号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第50号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 11 発議第 3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 12 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消や就学保障、「30人以下学級」などの実現に向けた教育予算確保・拡充を求める意見書の提出について
- 13 発議第 5号 日米貿易協定交渉から北海道農業・農村を守る意見書の提出について
- 14 発議第 6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 15 発議第 7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 16 発委第 2号 閉会中の委員会継続調査について
- 17 発議第 8号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |
| 9番 小田 英勝 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
会計管理	者	山	崎	勝彦
兼出納室	長	山	崎	勝彦
総務課	長	白	石	晃基
総務課長補佐		柏	崎	弥香子
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		折	笠	博和
併総務課主幹		山	岸	雄一
企画課	長	雄	谷	幸裕
企画課長補佐		及	川	隆之
住民課	長	齊	藤	美津雄
住民課長補佐		佐	藤	直美
住民課長補佐		楠	本	直美
兼住民課長補佐		村	上	洋子
保健福祉課	長	宝	泉	大
兼老人福祉センター	所長	宝	泉	大
兼地域包括支援センター	長	宝	泉	大
健康管理センター	長	村	上	洋子
保健福祉課子育て支援室	長	浜	頭	力
保健福祉課子育て支援室長補佐		山	崎	義和
認定こども園ひろお保育園	長	道		尚子
認定こども園ひろお保育園副園長		成	田	まゆみ
兼豊似保育所	所長	成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
特別養護老人ホーム	次長	佐	藤	清美
兼養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
兼養護老人ホーム	次長	佐	藤	清美
農林課	長	平		浩則
農林課長補佐		寺	井	真
兼町営牧場	長	平		浩則
水産商工観光課	長	室	谷	直宏
建設水道課	長	前	田	憲一
建設水道課主幹		北	藤	盛通
兼下水終末処理センター	長	前	田	憲一

港 湾 課 長 森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐 安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長 菅 原 康 博
管 理 課 長 山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐 山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長 小 川 浩 司
函 書 館 長 小 川 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長 小 川 浩 司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長 辻 田 廣 行
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員 大 林 忠 一
併 書 記 長 道 淳

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美
事 務 局 長 西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長 道 淳 一
事 務 局 次 長 保 坂 一 也
総 務 係 主 事 西 村 萌

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 行政報告をさせていただきます。

開町記念式典についてであります。

広尾町では毎年9月20日の開町記念日において開町記念式典を行ってきたところですが、事務事業の見直しの中でも課題となりまして、近年の管内町村の状況を踏まえ、式典の開催について検討してまいりました。

今年3月に開催されました行政改革推進委員会におきましても、議員の皆様から貴重なご意見をいただき、昨年の広尾町150年を節目として、5年ごとの開催に移行することにいたしました。今後は、節目の年で皆様とともに先駆者への感謝の意を表したいと思っております。

なお、式典の中で行ってまいりました功労者表彰等につきましては、従前どおり関係機関からの推薦をいただいた上で選考委員会に諮り、授与を行うこととしたいと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

- 1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第3 議案第44号～日程第10 議案第51号

- 1、議長（堀田） 日程第3、議案第44号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第10、議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第44号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第1号）から議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でありますけれども、4月1日付人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理を行ったものが主なものであります。

最初に、議案第44号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億5,310万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページであります。第2表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、港湾施設整備事業債及び過疎対策事業債につきまして事業費の変更に伴い、限度額を変更するものであります。

町債の合計に1,640万円を追加し、6億4,295万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次、25ページであります。

議案第45号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。次のページの歳出の関係であります。

1款1項港湾管理費であります。人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う増額を一般会計への繰出金で調整するものであります。

次、27ページであります。

議案第46号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ59万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を7,390万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページであります。

歳入歳出の補正内容でありますけれども、人事異動及び共済組合負担率の変更に伴う整理であります。

次、30 ページであります。

議案第 47 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 49 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 3 億 9,010 万 8,000 円とするものとしてあります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページであります。

補正の歳入であります。

一般会計繰入金を整理するものとしてあります。

次に、歳出であります。

人事異動共済費の負担率の変更に伴う人件費関係の所要の整理及び調査項目の増による汚泥分析委託料の追加であります。

次に、33 ページであります。

議案第 48 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 88 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 9 億 9,111 万 3,000 円とするものとしてあります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページをお願いいたします。

歳入であります。

2 款 2 項道補助金 77 万 9,000 円の減額であります。保険給付費等交付金の変更による減額であります。

4 款 1 項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものとしてあります。

6 款 2 項雑入 57 万 8,000 円の追加であります。第三者行為による納付金の追加であります。

次に、歳出であります。

人事異動、共済費の負担率の変更に伴う人件費関係の所要の整理、システム改修費の追加及び健康管理センターの修繕費用を追加するものとしてあります。

次に、議案書 36 ページであります。

議案第 49 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる

するものであります。

第1条は、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ983万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億276万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページであります。

歳入であります。介護保険料の軽減による保険料収入の減額、人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う人件費関係の所要の整理並びに実習生の受け入れ謝礼金を追加するものであります。

次に、歳出であります。

人事異動及び共済費負担率の変更に伴う整理であります。

次に、議案書39ページであります。

議案第50号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万3,000円を追加し、総額を2億5,988万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入歳出の補正内容であります。人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理及び暖房設備の改修工事の追加であります。

次、42ページの議案第51号についてであります。

第1条は、令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第2項営業外収益から143万4,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。第1款第1項営業費用から234万5,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、漏水調査機器更新に係る備品購入費の追加であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、234万5,000円を減額するものであります。

以上で、議案第44号から議案第51号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） まず冒頭、説明に入る前に、大変申しわけございませんが、一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の中、2か所の訂正をお願いいたします。

3ページ目をお願いいたします。

1つが歳入の事項別明細書3ページの下段、14款2項2目民生費国庫補助金、4節プレミアム付商品券事業補助金となっておりますけれども、4節ではなく3節に訂正をお願いいたします。頭数字の「4」ではなく「3」に訂正をお願いいたします。

2つ目でございます。歳出の11ページ上段、3款1項11目プレミアム付商品券事業費となっておりますけれども、「11」ではなく「10」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、一般会計補正予算第1号につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに、明細書6ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。

歳出につきましては、各款にわたり4月1日付の人事異動に伴う給料、手当の組み替え及び歳出につきましては、各款にわたり4月1日付の人事異動に伴う部分及び組み替えと共済負担率の変更による共済費と人件費の補正を行っております。

これ以外の主な補正内容についてご説明をいたします。

7ページであります。

上段、2款1項2目庁舎管理費、13節委託料は、消費税にかかわる庁舎管理等委託料の補正であります。7目企画費、11節需用費は、Jアラート用無停電電源装置に係る修繕料の補正であります。

最下段、14目地域安全対策費、11節需用費は、飛び石による地域安全車修繕料の補正であります。

次、飛びまして、9ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金は、説明欄04特別会計繰出金で国保会計の人件費整理等に伴う補正であります。

次に、10ページをお願いいたします。

中段の4目障害者母子福祉費、13節委託料は、幼児教育の無償化に伴う福祉システム改修委託料の補正であります。

本ページ最下段、6目老人福祉費、28節繰出金は、説明欄03特別会計繰出金で、介護保険及び介護サービス事業特別会計の人件費整理等に伴う補正であります。

次、11ページ、10目プレミアム付商品券事業費、7節賃金は臨時職員賃金、11節需用費は商品券印刷代等、12節役務費は郵便料等、13節委託料は電算システム改修の委託料、19節負担金補助及び交付金は商品券の換金支払いに係る給付金の補正であります。

次に、12ページをお願いいたします。

3款2項4目放課後児童健全育成費、14節使用料及び賃借料は、放課後児童クラブの環境整備に係る特殊車両借り上げ料の補正であります。

次、13 ページお願いします。

3 款 4 項 1 目災害救助費、18 節備品購入費は、北海道市町村振興協会交付金事業を活用した発電機等の防災資機材購入費の補正であります。

次、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、28 節繰出金は、説明欄 02 特別会計繰出金で、簡易水道事業特別会計の人件費整理に伴う補正であります。

次、飛びまして、15 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 5 目町営牧場費、13 節委託料は、預託牛の受け入れ中止分に係る町営牧場管理委託料の補正です。次、5 款 2 項 1 目林業総務費、24 節投資及び出資金は、広尾町森林組合の 30 年度決算に伴う今期配当金を増資することとしまして、出資金を計上するものであります。2 目林業振興費、25 節積立金は、森林環境譲与税の創設に伴う基金積立金の補正であります。

次に、16 ページをお願いします。

中段の 6 款 1 項 2 目観光費、19 節負担金補助及び交付金は、コミュニティ助成に係る事業が対象外となったことに伴う交付金の補正です。

次に、飛びまして、18 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目道路橋りょう維持費、18 節備品購入費は契約額の確定による除雪機械購入費の補正、その下段、2 目道路新設改良費、13 節委託料は同じく契約額の確定による補正であります。

次、19 ページ、7 款 3 項 2 目港湾管理費、15 節工事請負費は、船揚場上架施設に係る補修工事費の補正であります。

次、7 款 4 項 2 目都市計画施設費、28 節繰出金は、説明欄 02 特別会計繰出金で、下水道事業特別会計の人件費整理等に伴う補正であります。

次、7 款 5 項 2 目公営住宅建設費、22 節補償・補填及び賠償金は、5 世帯分に係る移転補償費の補正であります。

次に、飛びまして、21 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 3 目教育振興費、1 節報酬は、北海道教育委員会との委託事業によるスクールソーシャルワーカー配置に係る報酬の補正であります。

本ページ最下段、9 款 3 項 1 目学校管理費、11 節需用費は、生徒用男子トイレに係る修繕料の補正であります。

22 ページをお願いいたします。

9 款 4 項 2 目公民館費、11 節需用費は、野塚公民館の外壁に係る修繕料の補正であります

次、9 款 5 項 3 目野外活動施設費、11 節需用費及び次の 23 ページ上段、16 節原材料費は、キャンプ場のごみ収集場外壁等の修繕料及び材料費を補正するものであります。最下段、予備費は、予算の総額を調整しております。

戻ってもらいまして、事項別明細書 3 ページをお願いいたします。

歳入の関係を説明いたします。

2 款 4 項 1 目森林環境譲与税、1 節森林環境譲与税は、議案第 39 号に係る譲与税の計上でありませ

13 款 1 項 4 目農林水産業費使用料、1 節町営牧場使用料は、歳出で説明しました預託牛の受け入れ中止に伴う減であります。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、6 節介護給付費等負担金は、議案第 40 号に係る低所得者保険料軽減負担金の計上であります。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、3 節プレミアム付商品券事業補助金は、歳出で説明しました商品券事業及び事務費に係る補助金の計上であります。

14 款 2 項 4 目土木費国庫補助金、2 節橋りょう長寿命化事業補助金、3 節港湾費補助金、4 節道路橋りょう費補助金は、確定見込みによる減であります。

次のページをお願いいたします。4 ページであります。

上段、14 款 3 項 1 目総務費国庫委託金、2 節選挙費委託金は、参議院議員選挙に係る委託金の計上であります。

15 款 1 項 1 目民生費道負担金、8 節介護給付費等負担金は、国庫負担金と同様の議案第 40 号に係る負担金の計上であります。15 款 2 項 6 目教育費道補助金、2 節学校教育費補助金は、歳出で説明しましたスクールソーシャルワーカー活用事業に係る補助金の計上であります。

16 款 1 項 2 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金は、30 年度決算に伴う広尾町森林組合配当金の計上であります。

18 款 2 項 1 目港湾管理特別会計繰入金、1 節同繰入金は、人件費の補正に伴う繰入金の減であります。

5 ページ、20 款 5 項 2 目の雑入は、歳出で説明しましたコミュニティ助成事業に係る助成金の減額、同じく歳出で説明しました防災資機材の購入に係る北海道市町村振興協会特別支援事業交付金及びプレミアム付商品券売却収入を計上するものであります。

21 款 1 項 2 目土木債、2 節の港湾施設整備事業債は補助金の減額に伴う補正、3 節辺地及び過疎対策事業債、2 節過疎対策事業債は各事業における補助金の減額及び事業の起債対象になったことによる補正であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案 8 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 44 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 1 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 予算事項別明細書の11ページ、3款民生費、1項10目のプレミアム付商品券事業費の関係でありますけれども、これについては10月から消費税を引き上げる予定ということで、現時点では与党の幹部も、7月の日銀短観の状況では延長することも必要ではないかというような、そういった発言もありますけれども、そういった流動的な要素の中で今回これを提案されておりますけれども、まず、この要因として1つは低所得者対策、消費税を上げることによる生活費の上昇ということに補填をする、そういった意味合い、それからもう一つは、子育て世帯への助成という要素を含んでおりますけれども、低所得者並びに子育て支援にかかわる件数、それぞれ何件となっているのか。それから、これは世帯として換算するのか、あるいは例えば世帯の人数で換算するのかあれですけれども、それらを含めて、例えば1人当たりであれば限度額は幾らなのか、それについてもご説明いただきたいと思います。

あと、この販売期間と、それからもし仮に消費税が上がるとすれば、10月1日からということですから、この商品券の実施日といいますか、それも当然10月以降かなというふうには推測をいたしますけれども、この商品券の使用期間といいますか、それらはいつまで想定されているのか、あと、この内容についてどういった形で周知をされるのか、それについてご説明いただきたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、17ページ、6款商工費、1項6目のふるさと納税推進費の関係でありますけれども、この中で一般職人件費がそれぞれ追加をされております。給料、職員手当、共済費を合わせると、この人件費合計で988万8,000円となっております。実は、今回1,000万円近くの費用が増えておりますけれども、歳入では寄附金の増額とかそういった補正はありませんけれども、なぜ今回こういった補正になったのかということと、例えば当初予算でもこの人件費については547万3,000円の計上をされておまして、これは多分1人分かと思うのですけれども、合計すると1,536万1,000円になります。この内容についてもあわせてご説明いただきたいと思います。

ちなみに、昨年度、平成30年度は当初予算でこの人件費が1,065万2,000円、当初から計上されておりますけれども、それらも含めて、ご説明いただきたいと思います。

それと、今回のこの経費に係る財源が一般財源というふうになっておりますけれども、以前も経費については一般財源で支出をしておまして、やっぱり寄附金の性格上それは好ましくないということを指摘して、基金ですとか寄附金の財源の中から財源内訳で捻出をしておりましたけれども、今回また一般財源という形で出ておりますけれども、一般的な寄附金というのは、例えば100万円もらえれば真水に100万円を寄附金として受領して基金積み立てという形になりますから、ほぼ100%の形になりますけれども、今回のこのふるさと納税というのは、3割の返礼品とプラス送料等を含めて、その分が当初から経費としてかかるわけですから、これに人件費とかを加えますと、やっぱり7割から8割が経費であって、そこで寄附金として残るのは真水でいけばもう2割か2割5分ということですから、その部分で基金の積み立てをして、それぞれの目的として支出をするという形になると思うのですけれども、そういった意味では、寄附金の性格上、この経費を一般財源で賄うということとは適切でないというふうに思うのですけれども、それについてもご説明をいただき

いと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、プレミアム付商品券の関係でご説明させていただきます。

初めに、プレミアム付商品券の購入対象者の件数でございますけれども、まず対象が令和元年度の町民税非課税の方が対象になります。それから、もう一つの対象要件が、学齢3歳未満のお子様をお持ちの世帯主の方が対象になります。

まず、町民税非課税の方は概算見込みで1,700人を見込んでおります。それから、学齢3歳未満児のお子様属する世帯主の方につきましては、子どもの人数が対象になりますので、その人数は100人、合わせまして合計で1,800人を購入予定者として予定しております。

それから2点目、商品券の購入できる対象が世帯なのか人数なのかということなのですが、例えば町民税非課税の方はその人数ということになります。ただし、町民税課税の世帯で、そこに扶養されている配偶者あるいは被扶養者は対象外となります。それから、生活保護の受給者の方も対象外となります。

それから、先ほども申し上げましたけれども、学齢3歳未満児のお子様属する世帯主の方が対象になりますけれども、それにつきましては子どもの人数で対象になりますので、対象のお子様2人いれば2人分、1人につき最大で2万5,000円まで購入できますので、5万円ということになります。

それから、町民税非課税という要件と、それから対象年齢のお子様がいる世帯主の要件、この2つの要件が重なる場合は重複して対象となります。例えば夫婦2人で対象のお子様2人、世帯全員が非課税の場合だとします。そうなりますと、町民税非課税の方、家族4人います。4人ですので、4人プラス子どもの人数2人ということで、6人分の対象となります。

それから、3点目の販売期間なのですが、販売期間は10月1日から2月の末日を予定しております。

それから、使用期間につきましては、10月1日から3月31日までを予定しています。

それから、このプレミアム付商品券の周知方法ですが、対象となる方にチラシを配布する、それから広報誌等でもPRすることを予定しております。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、ふるさと納税に係るご質問にご説明したいと思います。

16ページ、ふるさと納税推進費の人員費の関係でございますが、30年度当初は2名の職員が専任でついておりましたが、30年度年度途中で1名係長が介護保険係長と兼務になりまして、主が介護保険係長兼ふるさと納税推進係長となったものですから、財源が1名減となったものであります。

年度当初におきましては1名の職員ということで予算計上したところなのですけれども、4月1日の人事異動によりまして、係長がまた専任となって2名となったものですから、その分の増額の補正となったものであります。

あと、寄附の考え方でございますけれども、前崎議員さんのほうから再三再四ご指摘いただいているところでありますけれども、広尾町の方法といたしましては、昨年度に寄附をいただいたものに対しては、積み立てをし、翌年度に使用するという考え方を広尾町方式という形でやっていくという方針でやっておりますので、ご理解願います。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 1つには、低所得者対策とあわせて子育て支援要素とあるのですけれども、子どもの3歳未満ということなのですけれども、一般的には子どもというのは、18歳未満なり、あるいは15歳未満という、いわゆる町民の、住民の認識があると思うのですけれども、なぜ3歳で区切ったのか。やっぱりそういう趣旨から見れば、住民の中で違和感が生ずるのかなど。その辺のわかりやすい説明というのが私どもも大変しにくいと思うのですけれども、その点について、もう一度詳しくお願いしたいと思います。

それから、対象者に町のほうから説明をするということでもありますけれども、データのものはどちらから入手して通知をされるのか、それについてもご説明いただきたいと思います。

それから、16ページの関係なのですけれども、1つに、このふるさと納税推進費というのは、平成28年、29年から大体実績値で7,000万円、8,000万円、多いときには予算額で1億6,000万円ぐらいを計上してということで、後で半分ぐらい減額しましたから、結果的には8,000万円前後なのですけれども、そのころから、これにかかわる職員の人件費というのは、ずっと2人で見てきているのです。先ほどの説明では、4月1日の人事異動だということなのですけれども、私、予算というのは人事異動ではなくて、新年度事業の事業規模、ボリュームによって、幾ら人件費を配置するのかということだと思うのです。人事異動で人件費を増減するのではなくて、従前から見ると、広尾町のふるさと納税の寄附金額あるいは件数から類推すると、職員の係る部分というのは2名程度だというふうに私どもずっと認識しているのですけれども、それを1名に当初したということは、よほど今後経費削減のために合理化をされたのかなというふうに私は当初予算のとき理解していたのですけれども、今回こういう形で追加するというのはちょっと驚いているのですけれども、その点もう一度ご説明していただきたいと思います。

あと、その財源内訳の関係なのですけれども、要するに私が言っているのは、広尾町の財務のやり方、方法ということでありましたけれども、そうではなくて、いわゆる地方自治法なり財務会計の根幹のそういった性質というのか、性格というのがありますよね。それに基づいてきちっと寄附金の処理というのは、性格とかはこういうことだということでの財務処理、財務会計をすべきだということで、先ほど適切でないというお話をしましたけれども、その点についても一度ご

説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） まず、1点目でございます。

子育て世帯への支援の対象がゼロ歳から2歳児、学齢で3歳未満児と設定したのはなぜかということですが、ご存じのとおり、このプレミアム付商品券事業は国が全額補助をしていただくもので、国の制度設計に基づいて、国の基準でそれに準じて実施するものです。恐らくこのゼロ歳から2歳児までの子育て世帯に限定したということは、消費に与える影響を緩和するという目的ですので、そのお子様を育てる世帯が経済的に出費も多いということで設定したのかなと思われま

す。それから、2点目ですが、町民税非課税の方への周知方法をどのように、要するにどのように特定するかというご質問ですが、国のこのプレミアム付商品券事業につきましては、立法措置によるものではございません。要するに、法律を定めて、それに基づいて事業展開するものではないので、税務情報については我々、担当は保健福祉課になりますけれども、その税務情報を我々が閲覧したり確認する権限は与えられておりません。ですから、まずこの対象となる方に非課税ですよという通知をまず行うのですけれども、この作業につきましては税務部門の職員が行って、我々には行わないで税務部門の閲覧できる権限のある職員が行うことになっております。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明します。

ふるさと納税に係る専任の職員に関しましては、原課といたしましても2名の専任ということでは考えております。ただ、年度当初予算を組む段階では1名だったものですから、翌年も1名で予算要求をしたところでありまして、4月1日の人事異動で1名増えた部分に関しましては、6月の補正で1名分を追加したところでありまして、

あと、寄附の考え方、財源の考え方でございますが、原課といたしまして、地方自治上問題はないものと考えて実施しております。

以上であります。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） プレミアム付商品券の関係ですが、今どういうふうに対象者に周知をするかという件で、税務情報については福祉のほうの職員は閲覧の権限がないので、非課税かどうかということは、閲覧できる権限のある職員が当たるという説明だったのですけれども、では、その

対象の世帯に通知をするときは誰がするということになるのですか。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） まず、この手続としましては、対象となる方に非課税であることの通知をします。その通知は封書で行いまして、郵送で通知しますけれども、その中にこの商品券の引きかえ券の申請書を入れて、対象となる方にその申請をいただきます。申請をいただいて交付券を交付して、窓口でその交付券に基づいて販売を行うのですけれども、先ほど申し上げたとおり、我々税務部門以外の職員には、税情報を閲覧する権利ございませんので、その通知は税務部門の職員が行います。それで、その通知と一緒に先ほど申し上げました交付券の申請書、その申請書の中に税務部門以外の職員、すなわち我々担当職員が税情報を確認してもよいという同意をいただきます。その同意に基づいて、引きかえ券の交付、それから商品券の販売を、そこは税務部門を離れまして保健福祉課の職員で行うという手続となっております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） ということは、税務情報を福祉の担当の人が見るわけではないと。確認するのは税務の担当の職員であって、そのもらった資料で対象者の方に郵送して、周知をするということは、福祉のほうでやるということに問題はないのだという考え方なのでしょうか。地方税法だとか、個人情報保護の関係でそういうやり方が問題ないのかどうか、再度説明をお願いします。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 先ほども説明させていただきましたが、この制度、立法措置ではないので、我々税務部門以外の職員に税情報を閲覧、確認する権利はございません。

それで、先ほども説明しましたけれども、非課税通知と一緒に引きかえ券の申請をしていただきます。その申請書の中に、それは購入対象者1人ずつ申請をいただくことになるのですけれども、その申請の中に税務部門職員以外の我々福祉職員があなたの税情報等をこの商品券の販売のために確認することを認めますというふうにしてそこで同意をしていただきます。要するに、本来我々には権限がございませんけれども、本人の同意をいただくことによって違法性がなくなると考えております。

1、議長（堀田） ほかに。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 旗手議員の質問にもう一度説明させていただきます。

非課税通知と、それから商品券の引きかえ券の交付申請につきましては、その書類につきましては、税務部門の職員が行い発送します。そして、その商品券の引きかえ交付申請書の中にプレミアム付商品券の担当である保健福祉課の職員がご自身の税情報を確認するという事に同意をいただきますので、その引きかえ券交付申請書の受理、それから審査につきましては、保健福祉課のほうで行い、その後の販売手続も行っていく予定です。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 今のプレミアム付商品券の続きですけれども、意地悪な質問というよりも、法的にしっかりと知りたいのですけれども、その同意書、保健福祉課のほうの人たちが知ることができてもいいですかという同意書に判かサインかチェックしてもらいますよね。もし、税務課からその文書が来たときに、情報を保健福祉課の人たちが知ることができるのが嫌だということで不同意の文書が役場のほうに送られてきた場合は、商品券は買えないということでもいいのですね。というのが1つの質問。

その次に、これ場所とかは、まさか商工会ではないと思うのですけれども、直接課のほうにオーケーの文書というか、申請書で認められた場合は役場に来て買うということでもいいのですねということと、もう一つ、この商品券はどこで買えるかということ、広尾町の商店でしか買えないのかどうかということを知りたいと思います。3点。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 税情報の同意をいただく方法につきましては、商品券の引きかえ交付申請書の中の注意書きのところにあらかじめ印刷をして、税情報を確認することに同意しますというふうに、改めて何か別の同意書に印鑑をいただくということではなく、様式の中でその同意を求めるといった方法をとっておりますので、申請をしていただければ……

（「同意していただけない場合は出さないのでしょうか」の声あり）

ええ。ですので、もし税情報について知られたくないというご意思であれば、その申請書の提出はあくまで任意でございますので、それは申請はいただけないということになると思います。

それから、2点目なのですけれども、商品券の販売につきましては、交付しました引きかえ券を

もとに、役場の保健福祉課の窓口で販売を行う予定でございます。

それから、商品券を使える事業所等につきましては、広尾町内に限定しまして、町内全ての商店、事業所というふうにする予定でございます。

1、議長（堀田） 10番、小田議員。

1、10番（小田） 3つの質問のうち、1つ目、2つ目はわかりましたけれども、地域振興券ではないので、この商品券は、いろんな住民がいますし、例えばかなり大樹に近い住民の人もおられるわけで、そこに大樹のほうの店で買いたいという人は結局買えないということですねという確認なのです。

それで、国からの具体的な指示とございますか、これに関する概要の中では、住民にとって住民票が存在する自治体のお店ということで、そういう規則とございますか、そういうとめを記載、もちろんそうしなければいけないということの確認とか、そういうのはあったのですか。あったのですかというか、私もちょっとこの辺プレミアム付商品券、もうしばらくたっているんで、覚えていないのですけれども、その辺についてはどうですかね。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） このプレミアム付商品券事業につきましては、消費に与える緩和、消費税引き上げによる影響を緩和するということと、もう一つ大きな目的に地域における消費を喚起、下支えするという目的がございます。この地域における消費喚起というのは、まさしくこの広尾町内というふうに捉えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第45号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第46号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを審議

します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第47号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第48号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第49号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第50号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第44号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第1号)についてから議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第51号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第44号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第1号)についてから議案第51号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第3号

1、議長(堀田) 日程第11、発議第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番(志村) 発議第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記意見書を、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障への対応、人口減少対策や防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応とサービスの提供が困難となっており、人材確保とともに地方財政の確立を目指す必要がある。

2019年度の地方財政計画では、一般財政総額は62兆7,072億円、前年度比1%の増額となり、過去最高水準となったが、その増額分も幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められている。

2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

このため、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

記としまして、1、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

2、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。

3、制度の新設、見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保

障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

7、地域間の財源偏在性是正のため、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、代替財源の確保をはじめ、自治体財政運営に支障が生じることをないよう対応を図ること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、以下のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消や就学保障、「30人以下学級」などの実現に向けた教育予算確保・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番（北藤） 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消や就学保障、「30人以下学級」などの実現に向けた教育予算確保・拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

義務教育費国庫負担率が1／2から1／3になったことで、定数内での期限つき採用教職員や非常勤教職員が増加し、定数どおり教職員が配置できないなどの状況が顕著になっている。文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として2026年度までに改善予定数を1万8,910人とし、2019年度分は2,615人増の要求を行ったが、1,456人の定数増にとどまっている。また、子どもたちへのきめ細かな教育の実現のためには、教職員の超勤・多忙化解消は不可欠であり、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備を行うことが必要である。

2017年に厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態であり、厳しい実態が明らかになっている。このような状況にもかかわらず、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償化制度」への所得制限、「給付型奨学金」の未整備など、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。

よって、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。

3、子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第5号 日米貿易協定交渉から北海道農業・農村を守る意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、浜野隆議員、登壇願います。

1、1番（浜野） 発議第5号 日米貿易協定交渉から北海道農業・農村を守る意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出します。

日米貿易協定交渉の初会合で過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉することを確認し、早期妥結に向けた交渉を進めることで一致したとしている。

共同声明に沿って交渉するとしながらも、米国内では、農業分野での先行妥結を求める声とともに、TPPを上回る関税撤廃・削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっている。TPP11及び日EU・EPA協定発効によって牛肉や果樹など農産品が前年より輸入増加する状況のもと、このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響をこうむることとなり、我が国の食糧主権を形骸化し、国内農業・農村崩壊につながる危険性がある。

世界的には、人口増加による食料不足や頻発する自然災害で食料供給が不安定になる可能性が高

いとされる中、安全・安心な食料を安定的に国民に供給することが重要となっている。

日米貿易協定交渉に当たり、我が国の食糧主権及び食料安全保障が守られるよう、次の事項を添えて強く要望する。

記。

1、国民の安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、我が国の食糧主権と食料安全保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。

2、農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村を潰しかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減や撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 発議第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では、鬱や認知症の最大の危険因子になることも指摘されている。難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないと言われているが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えない。日本における難聴者の補聴器所有率 14.4%は、イギリス 47.6%、フランス 41%、ドイツ 36.9%、アメリカ 30.2%などと比較して極端に低い数字となっている。この背景には、日本において補聴器の価格が、片耳当たりおおむね 3 万円から 20 万円であり、保険適用でないため全額自費となる。身体障がい者手帳が交付されている高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、該当しない約 9 割は自費で購入をしている実態があると言われている。

欧米は既に確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていない。

政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長の再雇用を求めているが、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加などへの大きな障がいである。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごせることができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出をする。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第16 発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和元年第2回定例会終了後から令和元年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、社会教育施設の現状と課題について。

産業常任委員会、(1)、観光振興と各種イベントの実施状況について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査ができるように提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第17 発議第8号

- 1、議長（堀田） 日程第17 発議第8号 議員の派遣についてを議題とします。
派遣事項については各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。
道事務局長。

- 1、議会事務局長（道） 発議第8号 議員の派遣について。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、北海道町村議会議長会議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、札幌市。
- (3)、期間、令和元年6月25日から26日の2日間であります。
- (4)、派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会新任議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、札幌市。
- (3)、期間、令和元年7月9日から10日、2日間であります。
- (4)、派遣議員、浜野隆議員、萬亀山ちず子議員。

以上であります。

- 1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

- 1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。
お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和元年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時40分